

埼玉県における 4 月 1 日以降の段階的緩和措置等の実施に伴う
公共施設の利用等について

令和 3 年 3 月 2 9 日
飯 能 市

本市の公共施設の夜間利用については、一部の施設において利用時間を制限しておりますが、埼玉県における 4 月 1 日以降の段階的緩和措置等の実施に伴い、令和 3 年 4 月 2 1 日（水）まで継続することといたします。

また、利用される市民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を起ささないためにも、引き続き感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、イベント等の開催基準については、国・埼玉県基準を準拠することとします。

1 公共施設

◆ 対象期間

令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 3 年 4 月 2 1 日（水）

◆ 利用時間を制限する施設

施設名	所管課	利用終了時間
市民会館	市民会館	午後 9 時まで
地区行政センター	各地区行政センター	

2 イベント等

◆ 対象期間

令和 3 年 3 月 2 2 日（月）から令和 3 年 4 月 1 8 日（日）

◆ 開催基準

上限人数	収容定員が設定されている場合は、「5,000 人又は収容定員の 50%のいずれか大きい方」または「10,000 人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000 人以下で開催すること。
------	--

収 容 率	上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が無いことを前提としうる場合、収容率の上限を100%とする。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、収容率の50%以内とすること。
-------	--

※国通知 … 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年3月19日)